

# 富山県農業振興資金融通要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、県が行う富山県農業振興資金に係る利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 富山県出身の海外移住者で農業に従事する者をいう。
- (2) 融資機関 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）及び農林中央金庫（以下「農中」という。）をいう。
- (3) 振興資金 融資機関が知事の承認を得て借受資格者に融通する富山県農業振興資金で次に掲げるものをいう。
  - ア 海外移住者農地等取得資金、融資機関が移住者の経営の自立化を図るため融通する移住者のための農地、未墾地及び農業施設の取得に必要な資金をいう。
  - イ 農業経営安定資金 融資機関が農業経営の安定向上のために融通する次に掲げる資金で他の制度資金の融通対象とならないものをいう。
    - (ア) 家畜、家きんの購入及び育成資金
    - (イ) 園芸作物の植栽及び育成資金
    - (ウ) 農作物出荷用資材等の購入資金
    - (エ) 農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金
    - (オ) その他農業経営の安定のために必要と認められる資金
- (4) 借受資格者 次のア及びイに掲げる振興資金に応じ、当該ア及びイに掲げるものをいう。
  - ア 海外移住者農地等取得資金 移住者に援助しようとする移住者の親族であって、農業を営む者
  - イ 農業経営安定資金 知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）で普及指導員等の診断の結果、農業経営の安定を図るため、農業経営安定資金を借り入れる必要があると認められた者。

(利子補給)

第3条 知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したとき（農中が農協を通じて融資する場合を含む。）は、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。

2 前項の利子補給は、知事と融資機関との間で締結する利子補給契約によって行うものとする。

(利子補給の期間及び率)

第4条 前条の規定により、知事が融資機関に対して利子補給をする期間及び率は、次のとおりとする。

資金の種類	利子補給期間	利子補給率
海外移住者農地等取得資金	10年以内	年0.75パーセント
農業経営安定資金	7年以内	年0.75パーセント

(貸付条件)

第5条 融資機関が借受資格者に貸し付ける振興資金の貸付額、貸付利率及び償還期間は次のとおりとする。

資金の種類	貸付額	貸付利率	償還期間
海外移住者農地等取得資金	移住者1人当たり 200万円以内	基準金利(注1)から、0.75パーセントを差し引いた率(注2)	10年以内(据置期間3年以内を含む)
農業経営安定資金	1農業者1人当たり 1,000万円以内 (特認2,500万円以内)	基準金利(注1)から、0.75パーセントを差し引いた率(注2)	7年以内(据置期間2年以内を含む)

注1 「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の2の(3)に基づき、農林水産省が県に連絡する基準金利のうち、農業近代化資金融通法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合に適用する基準金利から0.5%を減じた利率とする。

注2 農業振興資金の貸付利率は、利子補給承認日から貸付実行日の間で最も低い利率を適用する。

(債務保証)

第6条 借受資格者が融資機関から振興資金を借り受けようとするときは、富山県農業信用基金協会(以下「協会」という。)へ債務保証の委託申込みをするものとする。ただし、融資機関が協会の債務保証を必要でないと認めるときは、この限りでない。

(借入申込み)

第7条 借受資格者が、振興資金を借り受けようとするときは、富山県農業振興資金借入申込書(様式第1号)及び富山県農業振興資金債務保証委託申込書(様式第2号。融資機関が協会の債務保証を必要でないと認めるときを除く。)に次の各号に掲げる書類を添付して、融資を受けようとする融資機関に提出しなければならない。

(1) 海外移住者農地等取得資金

ア 海外移住者農地等取得資金事業計画書(様式第3号)

イ その他必要と認める書類

(2) 農業経営安定資金の場合

ア 農業経営計画書(様式第4号又は様式第5号)

イ その他必要と認める書類

(承認申請)

第8条 融資機関は、第3条の規定により利子補給を受けようとするときは、当該利子補給に係る融資を行う前に富山県農業制度資金利子補給承認申請書(様式第6号)に前条に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を審査し、相当と認めるときは、利子補給の承認を行うものとする。

(貸付実行報告)

第9条 前条第2項の規定により承認を受けた融資機関は、借受資格者に対して振興資金を融資したときは、当該融資をした日から5日以内に富山県農業振興資金貸付実行報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(利子補給金交付申請)

第10条 規則第3条の規定による利子補給金交付申請書及びこれに添付すべき書類の様式等は次のとおりとする。

書 類	様式	部数	提出期限
富山県農業振興資金利子補給金交付申請書 富山県農業振興資金利子補給金計算明細書	様式第8号 様式第9号	1部	毎年度1月31日まで

(利子補給金交付額)

第11条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間(当該年度内に新たに貸し付けた場合においては、その貸付けの日から12月31日までの期間及び当該期間内に利子補給期間の満了した場合においては、1月1日から利子補給満了までの期間)における振興資金(延滞金を除く。)につき、第4条に定める利子補給率で計算した額とする。

(利子補給金の交付)

第12条 知事は、第10条の申請があった場合において、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、原則として、当該申請書を受理した月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。

(残高移動報告)

第13条 融資機関は、每期ごとに富山県農業制度資金残高移動報告書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(利子補給の打ち切り等)

第14条 知事は、融資機関又は、借受者が規則又はこの要綱に違反したときは、規則第15条及び第16条の規定により利子補給を打ち切り、既に交付した利子補給金の返還を命ずることができる。

(電子情報処理組織による手続等)

第15条 第8条の富山県農業制度資金利子補給承認申請書、又は第10条の富山県農業振興資金利子補給金交付申請書の提出については、当該書面の提出に代えて、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条例第54号)第3号第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合においては、当該書面により提出が行われたものとみなす。

2 この要綱の規定による申請、届出その他の手続を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年富山県規則第22号)第3条から第6条までの規定の例による。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月19日から適用する。

2 平成19年7月18日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 8 月 20 日から適用する。
- 2 平成 19 年 8 月 19 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 9 月 20 日から適用する。
- 2 平成 19 年 9 月 19 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 18 日から適用する。
- 2 平成 19 年 10 月 17 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 11 月 19 日から適用する。
- 2 平成 19 年 11 月 18 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 12 月 19 日から適用する。
- 2 平成 19 年 12 月 18 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 19 日から適用する。
- 2 平成 20 年 3 月 18 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 18 日から適用する。
- 2 平成 20 年 4 月 17 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 5 月 23 日から適用する。
- 2 平成 20 年 5 月 22 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 6 月 18 日から適用する。

- 2 平成 20 年 6 月 17 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 18 日から適用する。
- 2 平成 20 年 7 月 17 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 8 月 20 日から適用する。
- 2 平成 20 年 8 月 19 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 9 月 19 日から適用する。
- 2 平成 20 年 9 月 18 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 10 月 21 日から適用する。
- 2 平成 20 年 10 月 20 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 12 月 18 日から適用する。
- 2 平成 20 年 12 月 17 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 1 月 26 日から適用する。
- 2 平成 21 年 1 月 25 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 20 日から適用する。
- 2 平成 21 年 4 月 19 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 5 月 27 日から適用する。
- 2 平成 21 年 5 月 26 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 7 月 21 日から適用する。
- 2 平成 21 年 7 月 20 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 9 月 18 日から適用する。
- 2 平成 21 年 9 月 18 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 11 月 20 日から適用する。
- 2 平成 21 年 11 月 19 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 12 月 18 日から適用する。
- 2 平成 21 年 12 月 17 日までに承認された農業振興資金の利子補給率および貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 1 月 22 日から適用する。
- 2 平成 22 年 1 月 21 日までに承認された農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 5 月 26 日から適用する。
- 2 平成 22 年 5 月 25 日までに実行された農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 7 月 22 日から適用する。
- 2 平成 22 年 7 月 21 日までに実行された農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 8 月 18 日から適用する。
- 2 平成 22 年 8 月 17 日までに実行された農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 9 月 21 日から適用する。

- 2 平成 22 年 9 月 20 日までに承認された農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 10 月 25 日から適用する。
- 2 平成 22 年 10 月 24 日までに実行された農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 11 月 18 日から適用する。
- 2 平成 22 年 10 月 17 日までに承認された農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 12 月 20 日から適用する。
- 2 平成 22 年 12 月 19 日までに承認された農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 21 日から適用する。
- 2 平成 23 年 2 月 20 日までに承認された農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 27 日から適用する。
- 2 平成 23 年 5 月 26 日までに貸し付けられた農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 18 日から適用する。
- 2 平成 23 年 8 月 17 日までに貸し付けられた農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 20 日から適用する。
- 2 平成 23 年 10 月 19 日までに貸し付けられた農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 19 日から適用する。
- 2 平成 23 年 12 月 18 日までに承認された農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 27 日から適用する。
- 2 平成 24 年 1 月 26 日までに貸し付けされた農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 18 日から適用する。
- 2 平成 24 年 4 月 17 日までに貸し付けされた農業振興資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年 4 月 3 日から 4 日にかけての暴風により被害を受けた農業者に対して、農業経営安定資金を平成 24 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日までに貸し付ける場合については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 第 2 条中「知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）で普及指導員等の診断の結果、農業経営の安定を図るため、農業経営安定資金を借り入れる必要があると認められた者」とあるのは「知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）」と読み替えるものとする。
  - (2) 第 4 条中「年 0.75 パーセント」とあるのは「年 0.95 パーセント」と読み替えるものとする。
  - (3) 第 5 条中表の農業経営安定資金の項の貸付利率に「基準金利（注 1）から、0.75 パーセントを差し引いた率（注 2）」とあるのは「年 1.0 パーセント」と読み替えるものとする。
  - (4) 第 7 条本文の規定にかかわらず、同条第 2 号のアに規定する農業経営計画書の添付は不要とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 15 日から適用する。
- 2 収入減少緩和対策に加入する平成 26 年産米の生産者に対して、農業経営の安定を図るため、振興資金を平成 26 年 12 月 15 日から平成 27 年 6 月 30 日までに貸し付ける場合における富山県農業振興資金融通要綱第 2 条第 2 号から第 4 号まで、第 3 条第 1 項、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 7 条第 2 号及び第 9 条から第 11 条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条第 2 号	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）及び農林中央金庫（以下「農中」という。）をいう。	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）をいう。



第2条第3号	<p>イ 農業経営安定資金 融資機関が農業経営の安定向上のために融通する次に掲げる資金で他の制度資金の融通対象とならないものをいう。</p> <p>(ア)家畜、家きんの購入及び育成資金  (イ)園芸作物の植栽及び育成資金  (ウ)農作物出荷用資材等の購入資金  (エ)農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金  (オ)その他農業経営の安定のために必要と認められる資金</p>	<p>イ 農業経営安定資金（特別枠） 融資機関が、米価の下落等により運転資金に支障をきたす農業者に融通する種苗、肥料及び農薬の購入など農業経営を行うにあたり必要と認められる資金</p>																
第2条第4号	<p>イ 農業経営安定資金 知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）で普及指導員等の診断の結果、農業経営の安定を図るため、農業経営安定資金を借り入れる必要があると認められた者。</p>	<p>イ 収入減少影響緩和対策に加入する平成26年産米の生産者で、農業経営の安定を図るため、農業経営安定資金（特別枠）を借り入れる必要があると認められる者。</p>																
第3条第1号	<p>知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したとき（農中が農協を通じて融資する場合を含む。）は、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。</p>	<p>知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したときは、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。</p>																
第4条	<table border="1" data-bbox="451 1106 914 1263"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利子補給期間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業経営安定資金</td> <td>7年以内</td> <td>年0.75パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	利子補給期間	利子補給率	農業経営安定資金	7年以内	年0.75パーセント	<table border="1" data-bbox="946 1106 1409 1285"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利子補給期間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業経営安定資金（特別枠）</td> <td>2年以内</td> <td>年1.02パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	利子補給期間	利子補給率	農業経営安定資金（特別枠）	2年以内	年1.02パーセント				
資金の種類	利子補給期間	利子補給率																
農業経営安定資金	7年以内	年0.75パーセント																
資金の種類	利子補給期間	利子補給率																
農業経営安定資金（特別枠）	2年以内	年1.02パーセント																
第5条	<table border="1" data-bbox="451 1330 914 1711"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>貸付額</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業経営安定資金</td> <td>1農業者1人当たり1,000万円以内（特認2,500万円以内）</td> <td>基準金利(注1)から、0.75パーセントを差し引いた率(注2)</td> <td>7年以内（据置期間2年以内を含む）</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	貸付額	貸付利率	償還期間	農業経営安定資金	1農業者1人当たり1,000万円以内（特認2,500万円以内）	基準金利(注1)から、0.75パーセントを差し引いた率(注2)	7年以内（据置期間2年以内を含む）	<table border="1" data-bbox="946 1330 1409 1711"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>貸付額</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業経営安定資金（特別枠）</td> <td>500万円以内（ただし収入減少影響緩和対策による交付金相当額を限度とする）</td> <td>年0.26パーセント</td> <td>2年以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	貸付額	貸付利率	償還期間	農業経営安定資金（特別枠）	500万円以内（ただし収入減少影響緩和対策による交付金相当額を限度とする）	年0.26パーセント	2年以内
資金の種類	貸付額	貸付利率	償還期間															
農業経営安定資金	1農業者1人当たり1,000万円以内（特認2,500万円以内）	基準金利(注1)から、0.75パーセントを差し引いた率(注2)	7年以内（据置期間2年以内を含む）															
資金の種類	貸付額	貸付利率	償還期間															
農業経営安定資金（特別枠）	500万円以内（ただし収入減少影響緩和対策による交付金相当額を限度とする）	年0.26パーセント	2年以内															
第7条	<p>富山県農業振興資金借入申込書（様式第1号）及び富山県農業振興資金債務保証委託申込書（様式第2号。融資機関が協会の債務保証を必要でないと認めるときを除く。）</p>	<p>富山県農業振興資金（農業経営安定資金特別枠）借入申込書（様式第1号）及び富山県農業振興資金（農業経営安定資金特別枠）債務保証委託申込書（様式第2号。融資機関が協会の債務保証を必要でないと認めるときを除く。）</p>																

第7条第2号	農業経営安定資金の場合 ア 農業経営計画書(様式第4号又は様式第5号) イ その他必要と認める書類	農業経営安定資金(特別枠)の場合 ア 農業経営計画書(様式第5号) イ その他必要と認める書類
第9条	富山県農業制度資金貸付実行報告書(様式第7号)	富山県農業振興資金(農業経営安定資金特別枠)貸付実行報告書(様式第7号)
第10条	毎年度1月31日まで	毎年度1月31日まで及び平成29年7月31日まで
第11条	毎年1月1日から12月31日までの期間(当該年度内に新たに貸し付けた場合においては、その貸付けの日から12月31日までの期間及び当該期間内に利子補給期間の満了した場合においては、1月1日から利子補給満了までの期間)における振興資金	平成26年12月15日から平成26年12月31日まで、平成27年1月1日から平成27年12月31日まで、平成28年1月1日から平成28年12月31日まで及び平成29年1月1日から平成29年6月29日までのそれぞれの期間(当該貸付期間内に新たに貸し付けた場合においてはその貸付けの日から、当該期間内に償還が終了した場合においてはその償還終了の日までの期間)における振興資金のうち農業経営安定資金(特別枠)

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月7日から適用する。
- 2 平成28年4月17日及び5月3日から4日にかけての強風により被害を受けた農業者に対して、農業経営安定資金を平成28年7月7日から平成29年3月31日までに貸し付ける場合においては、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 第2条第2号中「農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合(以下「農協」という。)及び農林中央金庫(以下「農中」という。)をいう。」とあるのは、「農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合(以下「農協」という。)をいう。」と読み替えるものとする。
  - (2) 第2条第3号中「イ 農業経営安定資金 融資機関が農業経営の安定向上のために融通する次に掲げる資金で他の資金の融通対象とならないものをいう。」とあるのは、「イ 農業経営安定資金(災害特別枠) 融資機関が被災農業者に対する農業経営の安定向上のために融通する資金をいう。」と読み替えるものとする。
  - (3) 第2条第4号中「知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体(以下「農業者等」という。)で普及指導員等の診断の結果、農業経営の安定を図るため、農業経営安定資金を借り入れる必要があると認められた者」とあるのは、「知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体(以下「農業者等」という。)」と読み替えるものとする。
  - (4) 第3条第1項中「知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したとき(農中が農協を通じて融資する場合を含む。)は、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。」とあるのは、「知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融

資したときは、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。」と読み替えるものとする。

- (5) 第4条の表中の農業経営安定資金の項の利子補給率に「年0.75パーセント」とあるのは「年0.80パーセント」と読み替えるものとする。
- (6) 第5条の表中の農業経営安定資金の項の貸付利率に「基準金利（注1）から、0.75パーセントを差し引いた率（注2）」とあるのは「年0.05パーセント以内」と読み替えるものとする。
- (7) 第7条本文の規定にかかわらず、同条第2号のアに規定する農業経営計画書（様式第4号又は様式第5号）の添付は不要とする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月17日から適用する。
- 2 平成29年台風21号により被害を受けた農業者に対して、農業経営安定資金を平成29年11月17日から平成30年3月31日までに貸し付ける場合については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 第2条第2号中「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）及び農林中央金庫（以下「農中」という。）をいう。」とあるのは、「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）をいう。」と読み替えるものとする。
  - (2) 第2条第3号中「イ 農業経営安定資金 融資機関が農業経営の安定向上のために融通する次に掲げる資金で他の資金の融通対象とならないものをいう。」とあるのは、「イ 農業経営安定資金（特別融資枠） 融資機関が被災農業者に対する農業経営の安定向上のために融通する資金をいう。」と読み替えるものとする。
  - (3) 第2条第4号中「知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）で普及指導員等の診断の結果、農業経営の安定を図るため、農業経営安定資金を借り入れる必要があると認められた者」とあるのは、「知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）」と読み替えるものとする。
  - (4) 第3条第1項中「知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したとき（農中が農協を通じて融資する場合を含む。）は、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。」とあるのは、「知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したときは、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。」と読み替えるものとする。
  - (5) 第4条の表中の農業経営安定資金の項の利子補給率に「年0.75パーセント」とあるのは「年0.88パーセント」と読み替えるものとする。
  - (6) 第5条の表中の農業経営安定資金の項の貸付利率に「基準金利（注1）から、0.75パーセントを差し引いた率（注2）」とあるのは「年0.1パーセント以内」と読み替えるものとする。
  - (7) 第7条本文の規定にかかわらず、同条第2号のアに規定する農業経営計画書（様式第4号又は様式第5号）の添付は不要とする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 9 月 21 日から適用する。
- 2 平成 30 年台風 21 号により被害を受けた農業者に対して、農業経営安定資金を平成 30 年 9 月 21 日から平成 31 年 3 月 31 日までに貸し付ける場合については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 第 2 条第 2 号中「農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）及び農林中央金庫（以下「農中」という。）をいう。」とあるのは、「農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）をいう。」と読み替えるものとする。
  - (2) 第 2 条第 3 号中「イ 農業経営安定資金 融資機関が農業経営の安定向上のために融通する次に掲げる資金で他の資金の融通対象とならないものをいう。」とあるのは、「イ 農業経営安定資金（特別融資枠） 融資機関が被災農業者に対する農業経営の安定向上のために融通する資金をいう。」と読み替えるものとする。
  - (3) 第 2 条第 4 号中「知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）で普及指導員等の診断の結果、農業経営の安定を図るため、農業経営安定資金を借り入れる必要があると認められた者」とあるのは、「知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）」と読み替えるものとする。
  - (4) 第 3 条第 1 項中「知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したとき（農中が農協を通じて融資する場合を含む。）は、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。」とあるのは、「知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したときは、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。」と読み替えるものとする。
  - (5) 第 4 条の表中の農業経営安定資金の項の利子補給率に「年 0.75 パーセント」とあるのは「年 0.90 パーセント」と読み替えるものとする。
  - (6) 第 5 条の表中の農業経営安定資金の項の貸付利率に「基準金利（注 1）から、0.75 パーセントを差し引いた率（注 2）」とあるのは「年 0.15 パーセント以内」と読み替えるものとする。
  - (7) 第 7 条本文の規定にかかわらず、同条第 2 号のアに規定する農業経営計画書（様式第 4 号又は様式第 5 号）の添付は不要とする。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 8 日から適用する。
- 2 令和 3 年 1 月の大雪により被害を受けた農業者に対して、農業経営安定資金を令和 3 年 2 月 8 日から令和 3 年 9 月 30 日までに貸し付ける場合については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 第 2 条第 2 号中「農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）及び農林中央金庫（以下「農中」という。）をいう。」とあるのは、「農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）等をいう。」と読み替えるものとする。

- (2) 第2条第3号中「イ 農業経営安定資金 融資機関が農業経営の安定向上のために融通する次に掲げる資金で他の資金の融通対象とならないものをいう。」とあるのは、「イ 農業経営安定資金（特別融資枠） 融資機関が被災農業者に対する農業経営の安定向上のために融通する資金をいう。」と読み替えるものとする。
- (3) 第2条第4号中「知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）で普及指導員等の診断の結果、農業経営の安定を図るため、農業経営安定資金を借り入れる必要があると認められた者」とあるのは、「知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）」と読み替えるものとする。
- (4) 第3条第1項中「知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したとき（農中が農協を通じて融資する場合を含む。）は、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。」とあるのは、「知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したときは、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。」と読み替えるものとする。
- (5) 第4条の表中の農業経営安定資金の項の利子補給率に「年0.75パーセント」とあるのは「年0.83パーセント」と読み替えるものとする。
- (6) 第5条の表中の農業経営安定資金の項の貸付利率に「基準金利（注1）から、0.75パーセントを差し引いた率（注2）」とあるのは「年0.10パーセント以内」と読み替えるものとする。
- (7) 第7条本文の規定にかかわらず、同条第2号のアに規定する農業経営計画書（様式第4号又は様式第5号）の添付は不要とする。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月15日から適用する。
- 2 収入減少緩和対策に加入する令和5年産米の生産者に対して、農業経営安定資金を令和5年12月15日から令和6年6月30日までに貸し付ける場合については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 第2条第2号中「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）及び農林中央金庫（以下「農中」という。）をいう。」とあるのは、「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）をいう。」と読み替えるものとする。
  - (2) 第2条第3号中「イ 農業経営安定資金 融資機関が農業経営の安定向上のために融通する次に掲げる資金で他の資金の融通対象とならないものをいう。」とあるのは、「イ 農業経営安定資金（特別融資枠） 融資機関が米の品質低下等により運転資金に支障をきたす農業者に融通する種苗、肥料及び農薬の購入など農業経営を行うにあたり必要と認められる資金をいう。」と読み替えるものとする。
  - (3) 第2条第4号中「イ 農業経営安定資金 知事が別に定める基準に適合する農業を営む者及び農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）で普及指導員等の診断の

結果、農業経営の安定を図るため、農業経営安定資金を借り入れる必要があると認められた者。」とあるのは、「イ 農業経営安定資金（特別融資枠） 収入減少影響緩和対策に加入する令和5年産米の生産者で、農業経営の安定を図るため、農業経営安定資金（特別融資枠）を借り入れる必要があると認められる者（以下「農業者等」という。）」と読み替えるものとする。

- (4) 第3条第1項中「知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したとき（農中が農協を通じて融資する場合を含む。）は、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。」とあるのは、「知事は、融資機関が借受資格者に振興資金を融資したときは、融資機関に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。」と読み替えるものとする。
- (5) 第4条の表中の農業経営安定資金の項の利子補給期間に「7年以内」とあるのは、「5年以内」と読み替えるものとし、利子補給率に「年 0.75 パーセント」とあるのは「年 1.15 パーセント」と読み替えるものとする。
- (6) 第5条の表中の農業経営安定資金の項の貸付額に「1農業者1人当たり1,000万円以内(特認2,500万円以内)」とあるのは、「500万円以内(ただし水稻作付面積10アールあたり10,000円を乗じた額以内)」と読み替えるものとし、「基準金利(注1)から、0.75パーセントを差し引いた率(注2)」とあるのは「年0.40パーセント」と読み替えるものとし、「7年以内(据置期間2年以内を含む)」とあるのは、「5年以内(据置期間2年以内)」と読み替えるものとする。
- (7) 第7条の「富山県農業振興資金借入申込書(様式第1号)及び富山県農業振興資金債務保証委託申込書(様式第2号。融資機関が協会の債務保証を必要でないと認めるときを除く。）」とあるのは、「富山県農業振興資金(農業経営安定資金特別融資枠)借入申込書(様式第1号)及び富山県農業振興資金(農業経営安定資金特別融資枠)債務保証委託申込書(様式第2号融資機関が協会の債務保証を必要でないと認めるときを除く。）」と読み替えるものとする。
- (8) 第7条第2号の「農業経営安定資金の場合 ア 農業経営計画書(様式第4号又は様式第5号)イ その他必要と認める書類」とあるのは、「農業経営安定資金(特別融資枠)の場合 ア 農業経営計画書(様式第5号) イ その他必要と認める書類」と読み替えるものとする。
- (9) 第10条の表中の「毎年度1月31日まで」とあるのは、「毎年度1月31日まで及び令和10年7月31日まで」と読み替えるものとする。